

めぐろ被災者を支援する会 号外

東日本大震災の被災者が目黒区から建物明渡しと巨額の弁償金の支払いを求められ提訴されている問題の続報をお届けします。

「めぐろ被災者を支援する会」（以下「当会」）では、Aさんの苦境を支援者の1人から昨年知ることになり、正式に今年2月に当会を発足し、様々な支援活動を行ってきました。お蔭様で支援の輪が広がっています。

一方で原告である目黒区とその弁護士（「特別区：特別区協議会法務調査室」）は、原告の災害救助法に基づく生活再建支援の責務は問うに足らず単に不当占拠事案であるかのように早期結審に持ち込もうとしています。

調査によりさらに明らかになってきた目黒区の無理筋主張と支援の投げ出し

当会では調査チームを結成し、情報開示請求をかけ公文書に基づき事実関係を明らかにしています。現在も進行中のためすべてはここでは挙げませんが、一部以下にお知らせします。

注目度の高い戦禍からの避難者支援のアップールに勤しむ目黒区長

誰もがウクライナ情勢に心を痛めているいま、避難者を支援したい気持ちは皆同じです。ただ、すでに存在する避難者の一人に対しても支援を投げ出す目黒区が新規の避難者への支援を声高にアピールする姿には、「この避難者の方々に対して最後は非人道的な行いをしないで」と祈らずにはいられません。

当会調査チームによりさらに明らかになってきた建物明渡しと請求金額の不当性（一部）

- 区民住宅……中堅所得子育て世帯の居住支援を目的に設定した目黒区が管理している住宅
- 区営住宅……住宅に困っている収入の少ない世帯に對して、低額な使用料で賃貸する目的で設置されているもの（目黒区HPより）

○ 気仙沼市からの避難者はAさん夫妻のほか数世帯あり、区民住宅やその他の形態の住居供与措置を行った。他形態住居の家賃はAさんに請求されている家賃に比べ桁違いに低額である

○ Aさんらを受け入れた当時も退去を迫っていた期間も、低廉な区営住宅には空きがあり募集もしており、東京都が行ったように災害救助法に基づく恒久住居の提供を行う物件は存在した。

○ 区民住宅は所得条件も一定以上の世帯が対象で、人気がなく占有率は低い。Aさんを追い立てたM区民住宅は実際にはAさんが居住していた一戸のみが区民住宅扱いで、残りは低廉な高齢福祉住宅と区営住宅として使用してきている。Aさんを何が何でも退去させないと月十九万円の実損が生じることはなかったし、Aさんの一戸もそれらの扱いにすれば退去の必要もなかった。

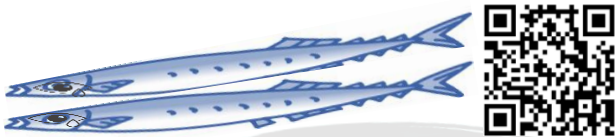
○ そのように、目黒区自らがAさん以外の居住者には低廉にM区民住宅を提供していたにも関わらず、Aさんのみにはその金額すら知らせていなかった月十九万円の家賃として弁償金を請求している。

3,500

Aさんに寄り添う支援の想いと署名が集まっています。

3月にオンライン署名を立ち上げたところ、数日で2,500超の署名が集まりました。現在紙ベースの署名も合わせ、「区」という比較的小さな地域での事件としては珍しい多数の署名が集まり現在も増え続けています。

2022年5月
発行



オンライン署名はこちら

当会ブログは
こちら
megurohisaisya.blogspot.com



当会への
メールはこちら
meegrohisaisya@gmail.com



お電話は
こちら

090-3409-7768

「知れば知るほど、 考えれば考えるほど、 これは恐ろしい事件」

当会の活動が多くの方々とながらななかで、ある区民から。胸が締め付けられるような感想が寄せられました。支援をしたいと思う人が共通して感じている怖さ、そして一縷の希望がつづられています。

Aさんの立場に心を寄せると、そこには孤独と恐怖がうずまいてるのがわかり痛々しく、連帯したいと強く思う」

「めぐろ被災者支援の会」が配布するリーフレットや区の公式文書などを読み、この「被災者」の人権を蹂躪する政治問題を見逃してはならず、きつくりとした解決をみなくては、区長と区役所および区議会（区議会議員全員）を信頼したい気持ちには二度とならないと思いました。

ひとりの人権が目黒区の公権力に蹂躪されたことは、すべての人びとの人権が目黒区の公権力に蹂躪されたことに等しいと考えます。人権とはそういう「誰ひとりとのこさない」平等な権利だと思います。したがって、これは他人事であるわけがありません。しかし僕に何ができるのかと考えると大変に心苦しい。

知れば知るほど、考えれば考えるほど、これは怖い政治事件です。

この次第は「めぐろ被災者支援の会」のリーフレットを読めば、実によくわかります。多くの情報を整理して正確に伝えてくる。事実関係やいきさつについてはリーフレットを添付して、その内容にまかせましょう。

この人権蹂躪事件が飛び切りショッキングなのは、被災者のAさんを、民事裁判の被告として提訴する議案を、目黒区が区議会へ提起し、区議会の全議員が賛成して議決したことです。目黒区の公権力を持つ誰ひとりも反対しなかった。

これは酷い。区長と区役所および区議会議員全員という目黒区の公権力が同意しておこなった集団リンチとしか思えない。Aさんの立場に心を寄せると、そこには孤独と恐怖がうずまいてるのがわかり痛々しく、連帯したいと強く思う。こんな決議をやられたひには、たまったものではない。

これがAさんという一個人への、目黒区の公権力の総攻撃になるという、あまりにも釣り合いが取れないパワーバランスを敏感に感じて疑問視する議員は、最終的にひとりもいなかった。驚くべき事実だが、生活者の側に立つて人権を考える議員がいなかったということだろう。魔が刺したと思いたいが、区議たちの行政をチエックする仕事は、日常的にこのレベルでしかなかったという、絶望的な現実なのかもしれない。

そうなった要因は、区役所の担当者が、企画総務委員会へ、Aさんを貶める目的をもって説明したからである。Aさんがいかに不当な行為をはたらいてきたかのような説明を委員たち（つまり区議たち）にして、区役所の判断が正当であるかのように思い込ませる意図で説明していたことは、議事録を読むかぎりあきらかであった。

この提訴で始まった民事裁判でAさんの代理人となった弁護士は、委員会に属する区議たちが区役所の担当者に「騙された」と言っていたが、騙したのなら、騙した担当者が加害者であって、議員たちは被害者である。

この議案に賛成したことが正しいと主張する区議がいるのならば、それはひとつの主張だと思う。もちろん厳しく批判したい。

だが、もし、この議案に賛成したことが間違いであると考える区議がいたならば、応援したい。ただちに目黒区の提訴を取り下げて人権蹂躪をやめてほしいからである。

とにかくいますぐに提訴を取り下げる仕事に着手してもらいたい。何度でも繰り返して言いたいが、これは共に生きることの基本条件である人権蹂躪事件だからだ。

区議会で決議したことが間違いであったならば、区議会で再度議論して再度決議をはかることが必要でしょう。「区議会誤謬せず」は、もうやめてほしい。間違えたことは間違えたと認めて、もう一度やりなおしてほしい。選挙による議会制民主主義のシステムにおいて、それ以外の方法があるならば知りたいところです。おしえてください。

めぐろ被災者を支援する会 号外

発行：「めぐろ被災者を支援する会」

東京都目黒区鷹番2の20の18の401